

第4回東アジア倒産および構造調整協議会恒例シンポジウム(2012. 11. 3)

倒産および構造調整に関する各国の最近動向（韓国）

金炯料(Hyungdu Kim, 特許法院部長判事)

1. 事件の動向

【更生事件[韓国語では「回生」]（合議体）事件の申立て、処理】

年度	申立て 件数	処理											
		開始決定前				開始後、認可前				認可後			
		認可	棄却	その他	計	認可	取消	その他	計	終結	廃止	その他	計
2007年	116	82	10	9	101	41	29	-	70	21	5	3	29
2008年	366	241	25	40	306	73	50	-	123	8	3	-	11
2009年	669	511	46	107	664	257	146	-	403	14	12	-	26
2010年	627	472	67	86	625	224	217	-	441	21	36	-	57
2011年	711	562	46	112	720	243	304	1	548	66	51	-	117
2012年 .1~7月	443												

【更生事件（単独）の申立て】

年度	申立て件数
2007年	105
2008年	215
2009年	521
2010年	597
2011年	678
2012年 .1~7月	391

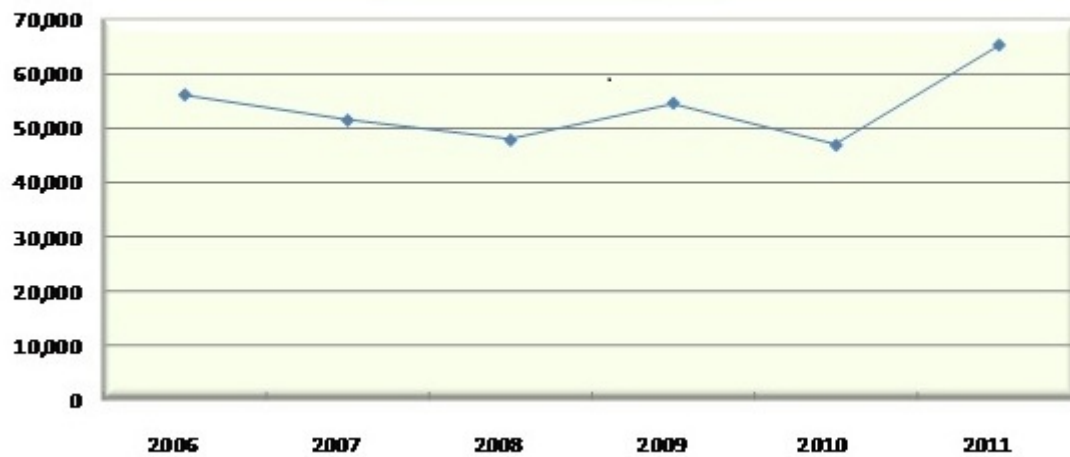
【法人破産事件の申立て、処理】

年度	申立て 件数	処理							
		破産開始決定前				破産開始決定後			
		認容	棄却	その他	計	終結	廃止	その他	計
2007年	132	108	4	16	128	49	87	1	137
2008年	191	152	11	16	179	29	58	-	87
2009年	226	157	20	35	212	79	78	-	157
2010年	254	197	26	39	262	104	62	-	166
2011年	311	235	27	43	305	53	84	-	137
2012年 1~7月	214								

【個人再生事件の申立て】

年度	申立て件数	増加率
2006年	56,123	15.5%
2007年	51,497	-8.2%
2008年	47,873	-7.0%
2009年	54,607	14.1%
<u>2010年</u>	46,972	-14.0%
<u>2011年</u>	65,171	38.7%
<u>2012年(1月~7月)</u>	52,843	

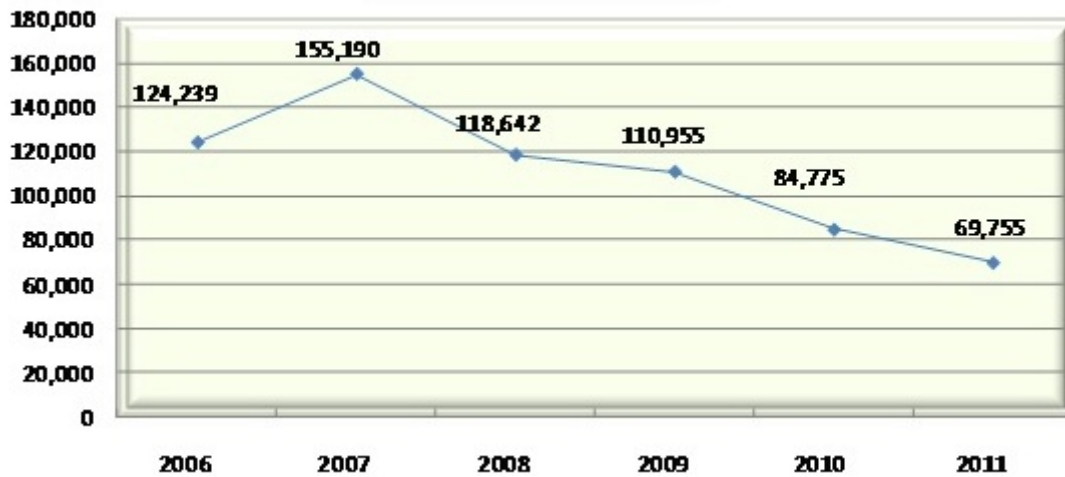
個人再生事件年度別申立推移



【個人破産事件の申立て、処理】

年度	申立て件数	増加率
2006年	124,239	218.9%
2007年	155,190	24.9%
2008年	118,642	-23.6%
2009年	110,955	-6.5%
2010年	84,775	-23.6%
2011年	69,755	-17.72%

個人破産事件年度別申立推移



【免責事件の申立て、処理】

年度	処理/申立 (%)	処理内容					免責決定/処理 (%)	棄却/処理 (%)
		合計	免責決定	棄却	取下げ	その他		
2006年	52.1%	68,159	66,732	40	1,123	264	97.9%	0.06%
2007年	79.9%	124,151	119,478	1,720	2,159	794	96.2%	1.39%
2008年	120.3%	142,669	133,982	4,840	2,815	1,032	93.9%	3.39%
2009年	97.4%	108,023	100,829	3,550	2,671	973	93.3%	3.29%
2010年	106.5%	90,269	81,107	4,804	3,336	1,022	89.9%	5.32%
2011年	120.1%	83,745	74,255	5,684	2,886	920	88.7%	6.8%

【事件の動向に関する分析】

- 更生事件
 - 2009年から申立て件数が大幅に増加：金融危機の影響
 - 2011年からはさらに増加：ソウル中央地方裁判所のいわゆる Fast Track 企業更生手続の影響
- 個人破産事件
 - 個人破産事件の申立て件数は持続的な増加の傾向をみせたが、2007年を頂点にその数は持続的に減少している。

- 個人破産事件に対する厳格な審理、管財人選任ケースの拡大傾向などと無関係ではないと思われる。

- 一方、2011年以降、個人再生事件の申立て件数は大幅に増加

(2010年46,972件⇒2011年65,171件)

● 個人再生事件

-2006年以降、個人再生事件は減少の傾向をみせたが、(但し、2009年は増加)2011年に急増⇒個人破産事件の減少傾向と関係していると思われる。

2. 実務での新しい動向

(1) 更生手続におけるファスト・トラック制度の定着

- ソウル中央地方裁判所は2011年3月から企業更生手続期間を短縮させ、企業を迅速に市場に復帰させるためファスト・トラック (Fast Track) 制度を導入して施行している。

- 企業の継続的企業価値の保存のために更生計画の認可前は迅速に手続きを進行し、認可後は早期の終結を原則としている。

- この制度は市場から良い評価を得ており、これによって更生事件の申立て件数が増加している。

(2) 「新しい個人破産手続」の導入

- ソウル中央地方裁判所にて、2011年9月から施行

- すべての個人破産事件において原則的に管財人を選任して調査

- 個人破産が申立てられると管轄違反の有無、破産申立ての濫用だけを調査し、費用が予納されると、短期間内に直ちに破産手続開始決定をする。破産手続開始決定と同時に管財人を選任

- 管財人による財産、所得調査を経て、裁判所が報告を受けた後3ヶ月以内に免責許可の有無を決定

- 管財人の基本報酬は債務者の負債に関わらず、30万ウォン以下に制限

(既存の実務では、管財人を選任する場合、その報酬は100万～300万ウォンだった。)

(3) 「外部更生委員制度」の導入

- 今までは、更生委員は裁判所事務官の中で任命されていた。

- ソウル中央地方裁判所と仁川地方裁判所は2012年2月から外部更生委員を選んで委託している。外部更生委員は弁護士、司法書士、会計士の中より選任される。

- 負債が1億ウォン以上の個人更生事件を担当

(当該債務者は事件毎に15万ウォンを報酬として予納する。)

(4) 管理委員会制度の改善策

- 次の項目に関する改善策の導入を検討中
(全国更生破産裁判官フォーラムでの議論)
 - 管理委員会の運営の公正性を強化: 裁判所と管理人等の中で意思の伝達過程において誤解が生じないよう基準を明確にする必要がある。
 - 管理委員の処分に対する不服規定(統合倒産法第19条)が実質的に活用できるための要件を調整
 - 管理委員会の事務を処理するための幹事及び職員の確保(規則第21条)
 - 管理委員会での会議体運営の実質化
 - 債権者協議会の機能を活性化

3. 主要法律の改定動向

(1) 統合倒産法の改定に関する議論

- 法務部は2012年9月4日国会に統合倒産法の改定案を提出。
- これは、法務部が2009年から「債務者再生および破産に関する法律改定特別分科委員会(委員長呉守根教授)」を構成して議論した内容を基礎にしたものである。
- 改定案にはアメリカ連邦破産法に類似している自動中止制度、絶対優先原則等を導入する内容が含まれている。

(2) 倒産庁の導入に関する議論

- 法務部は上記の統合倒産法の改定案とは別途に、いわゆる「倒産庁」の設立を推進している。これはアメリカのUS Trustee方式を導入しようとするものである。
- 韓国行政学会が法務部に提出した研究報告書の内容として、メディアに報道された内容は以下のようである。
 - 高等倒産管理庁を大都市5箇所、傘下の地方庁を都市9箇所に設置し、これらの高等および地方庁を総括する上級機関として、特別地方行政機関の性格を持つ「中央倒産管理庁」又は「倒産管理本部」を新設、もしくは法務部の中に「倒産管理局」を設置する方案。
 - 庁長級以下415名の人員が必要で、年間221億ウォン～232億ウォンの予算が必要になると分析されている。
 - 倒産庁が設立されると、現在裁判所が担当している破産業務の中、破産手続開始決定などの裁判機能を除いて、破産管財人の選任などの行政業務はすべて倒産庁に移行。
 - 裁判所は裁判だけを担当して、債権者協議会の構成、管理人の選任・監督、その他の意見提示などは倒産庁の管轄事項になる。
- しかし、倒産庁の導入については倒産手続の進行が遅れてしまい効率的ではな

いという点、多くの人員および費用が必要になり非経済的という点（もっと少ない人員と費用の投入で現在の倒産手続監督制度を改善する方がより経済的かつ効率的である点）、政府の組織を縮小していく動きに逆行する点、倒産事件についての専門性が欠けている法務部傘下に倒産庁を設置することは適切ではないという点などから批判が起きている。

倒産管理庁(局)新設案

